

議案第166号

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>（同法による専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) [略]</p>
<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p>	<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p>

<p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者、<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)</u>については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	--

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。